

公益社団法人日本小児歯科学会

定 款

公益社団法人日本小児歯科学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本小児歯科学会と称し、その英文名を **The Japanese Society of Pediatric Dentistry** という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、必要の地に支部を置くことができる。

2 支部に関する事項は、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、小児歯科学の進歩並びに知識の普及に貢献し、医療に関する学術文化及び国民の保健・医療・福祉の発展に寄与するとともに、社員及び会員の小児歯科学の研究発表、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術大会、講演会等の開催
 2. 小児歯科学に関する教育、研究及び調査
 3. 小児歯科保健・医療・福祉の推進に関する事業
 4. 小児歯科学に関する広報活動ならびに情報提供
 5. 機関誌その他の図書・刊行物等の発行
 6. 国内外の関係学術団体との連絡及び提携
 7. 認定医、指導医、専門医制度の実施
 8. 研究の奨励と研究功績の評価・表彰の実施
 9. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業及びその他法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業のうち、第7号は本邦において、それ以外は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

小児歯科の臨床、研究及び教育に従事する歯科医師及び歯科医学研究者、又はこれに関心を有するもの

(2) 準会員

小児歯科の臨床、研究及び教育に従事している歯科衛生士及び歯科技工士等

(3) 学生会員

歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士等、歯科関連専門職育成機関に所属する学生で、小児歯科の臨床及び研究に関心を有するもの

(4) 賛助会員

この法人の発展に協力する法人・団体及び個人

(5) 単年度会員

大学あるいはその他の研究機関に所属する基礎系研究者、又は大学の小児歯科以外の臨床系講座あるいは病院診療科等に所属する研究者

(6) 名誉会員

小児歯科学の発展に関して功績が特に顕著なもので、社員総会の決議をもって承認されたもの

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、所定の申込書に入会金及び年度の会費を添え、この法人事務所に申込をし、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員として社員総会で承認されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により会員を除名する場合は、その会員に対し当該総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき
 - (2) すべての代議員が同意したとき
 - (3) 後見開始若しくは保佐開始の決定を受けたとき
 - (4) 当該会員が死亡し、又は会員たる当該法人が解散したとき
- 2 会員が前 2 条並びに前項の規定により会員資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の提出金品は、これを返還しない。

(代議員)

第 12 条 この法人の社員は、正会員から選出される 100 人以上 120 人以内の代議員をもって社員とする。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第 2 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、4 月に実施する。

(代議員の任期)

第 13 条 代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。

(補欠代議員の選挙)

第 14 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第12条第5項の代議員選挙終了の時までとする。

(情報開示請求権等の付与)

第15条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項の権利（書面による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (7) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(代議員の解任)

第16条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該代議員を解任することができる。この場合、その代議員に対し総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があるとき

(代議員資格の喪失)

第17条 正会員である代議員が会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第 19 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 名誉会員の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、総会の日々の 2 週間前までに、法令で定めた事項を記載した書面をもって通知する。ただし、前項の招集を請求された場合には、理事長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第 23 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 24 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の 3 分の 2 に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 代議員の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。
- 5 前項の代理人は、代議員の中から選ぶものとし、代理人に選ばれた代議員が代理人になることができるのは3名までとする。
- 6 総会に出席しない代議員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を第1項及び第2項の数に算入する。
- 7 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 8 理事が代議員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(総会議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、10年間主たる事務所に、また、その写しを5年間各支部に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上58名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長を除く理事のうち3名以内を副理事長、20名以内を常務理事とする。
 - 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員制限)

第 28 条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査する。この場合、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告する。

7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はそれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

8 法人法第 77 条第 4 項及び第 81 条の規定にかかわらず、この法人が理事（理事であった者を含む。）に対し、又は理事がこの法人に対し訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事長は、必要に応じて理事以外の者を理事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、副理事長が議長の職務を代行する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。ただし、この定款に別段の定めがある場合を除く。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が異議を述べない場合に限り、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(理事会議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局及び職員)

第 42 条 この法人の事務を処理するために、事務局及び必要な職員を置くことができる。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の次に掲げる書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、主たる事務所に、また、その写しを各支部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

（書類及び帳簿の備付等）

第46条 前条第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、その写しを各支部に3年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び各支部に、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第47条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4号の書類に記載するものとする。

第9章 基金

（基金の募集等）

第48条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(株式（出資）の決議)

第 53 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

平成 27 年 12 月 6 日改定

平成 29 年 2 月 1 日公益認定